

アーク溶接等業務に係る特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、アーク溶接等業務は感電災害、爆発、火災といった重大な災害が発生する危険性がある為、特別教育を修了した者でなければ従事させることは出来ません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第3号

- ・アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
(溶断等の「等」には、ガウジングが含まれる。)

【アーク溶接とは】

- ・アーク溶接機を用いて金属電極と被溶接物の間に
アーク火花を発生させ、その熱を利用して
溶接、溶断等をする方法です。



申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認下さい。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

受講資格

アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法について10時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
アーク溶接等に関する知識	1時間	アーク溶接等作業の方法に関する知識	6時間
アーク溶接装置に関する基礎知識	3時間	関係法令	1時間
(合計 11時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

受講料 単位:円

(単位:円)	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	12,100		13,200
会員	7,700	1,100	8,800

- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させて頂きます。
当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意下さい。

助成金

- ・建設事業主等に対する助成金対象講習です。(詳しくは愛媛労働局助成センターまで)

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)